



教職員・保育従事者のための
児童虐待対応の手引き
(第三版)



はじめに

児童虐待は、「児童虐待の防止等に関する法律」第1条に示されているとおり、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものです。

国は平成28年6月に公布した児童福祉法等の改正において児童が権利の主体であること等を明確化しました。親権者による「しつけ」について、それを名目とした虐待にも対応したものとなりました。

平成30年3月に東京都目黒区で発生した事案、平成31年1月に千葉県野田市で発生した事案を受けて、学校や教育委員会、児童相談所、警察等との連携を一層推進する新たなルールが定められました。これに伴い、国は令和元年5月に「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、その後、親権者による体罰が禁止されたことを踏まえ、令和2年6月には改訂版も出されました。また、宗教に関する相談に対しては、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう国が留意点等を整理したQ&Aを作成しました。

一方、岡山県教育委員会では、これまで平成30年3月に「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」（第二版）を県内各学校等に配付し、研修を実施する等児童虐待の防止に向けて取り組んできました。

本県でも児童虐待相談対応件数が増加しており、令和3年9月岡山市において、翌年6月和気町において、非常に痛ましい事案が発生しました。児童虐待対応は、関係機関との連携や保護者啓発を中心として、さらに迅速かつ丁寧で確実なものが求められています。

こうした状況を踏まえ、このたび手引きを見直すこととし、第三版として改訂しました。

本書を学校現場において有効に活用し、児童虐待に対する適切な対応に役立てていただくよう、お願いいたします。

令和6年3月

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課長
横山 智康

目次

○ はじめに

1 児童虐待の基本的理解

基本的理解

- (1) 児童虐待の種類と子どもへの影響 1
- (2) 児童虐待防止法で教育現場に求められている役割 5
- (3) 児童虐待の起こる要因 6
- (4) 児童虐待と特別な支援を必要とする子ども 7
- (5) 児童虐待と問題行動等 7
- (6) 配偶者に対する暴力 (DV) と児童虐待 8
- 〈参考資料〉
 - ・ 障害のある子どもについて 9

○ 学校における対応の流れ～通告まで～ フロー図 10

2 児童虐待の早期発見の視点

早期発見

- (1) 早期発見のために 11
- (2) 身体的虐待と不慮の事故による外傷の特徴 11
- (3) 児童虐待チェックリスト 13

3 児童虐待の初期対応

通告前

- (1) 組織的対応の重要性 15
- (2) 子どもへの対応 16
- (3) 保護者への対応 17
- (4) 緊急性が高いと判断した場合の対応 19
- (5) 緊急性が低いと判断した場合の対応 19
- (6) 性的虐待の理解と対応 19
- (7) 関係機関等との連携 21

4 市町村・児童相談所等への通告

通告

- (1) 通告とは 22
- (2) 通告先 22
- (3) 通告の方法 23
- (4) 通告のとらえ方 24
- (5) 通告へのためらい 24
- (6) 記録の留意点 24

〈参考資料〉

- ・ 要保護児童通告書 (例) 26
- ・ 一時保護に向けてのフローチャート&アセスメントシート 27
- ・ 子ども虐待にかかる支援の目安 28
- ・ 児童相談所等における通告後の初期対応の流れ 29

○ 通告後の対応 フロー図 31

5 通告後の対応

通告後

- (1) 通告後の流れと対応 32
- (2) 在宅での支援の対応 34
- (3) 「施設入所」時の対応 36
- (4) 要保護児童等への対応 36
- (5) 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ 38

6 児童虐待に出会ったときの Q&A 39

〈参考資料〉

- ・ 法改正の経過 46

I 児童虐待の基本的理解

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる世代間連鎖のおそれもあり、子どもに対するもっとも重大な権利侵害です。しばしば、「虐待か、しつけか」、「愛情があるか」などの議論がなされますが、たとえその行為が親（保護者）にとって愛情に根ざしたしつけでも、その行為が子どもの心身を傷つけ、発達を阻害するものであるならば、家庭におけるしつけとは異なり虐待と言わざるを得ません。

このように、虐待は深刻な問題であり、学校・教育委員会等の関係者は、子どもの安全を守る立場から虐待の態様や影響について理解しておくことが必要です。

(1) 児童虐待の種類と子どもへの影響

ア 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）第2条において、児童虐待は「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う行為」と規定されており、以下の4つの類型が挙げられています。

なお、保護者以外の者から虐待を受けている児童については、保護者によるネグレクトとして、児童虐待防止法の「児童虐待」に該当する場合もあることに留意する必要があります。

イ 児童虐待防止法に規定された虐待の類型

【身体的虐待】

児童の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えることをいいます。首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなど、生命に関わる危険な行為もあります。

【性的虐待】

児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせることをいいます。わいせつな行為とは、児童に直接的に性行為を行うことだけでなく、性器や性交を見せる、児童の目の前でポルノビデオを見せるなど、より広い行為が含まれます。

【ネグレクト】

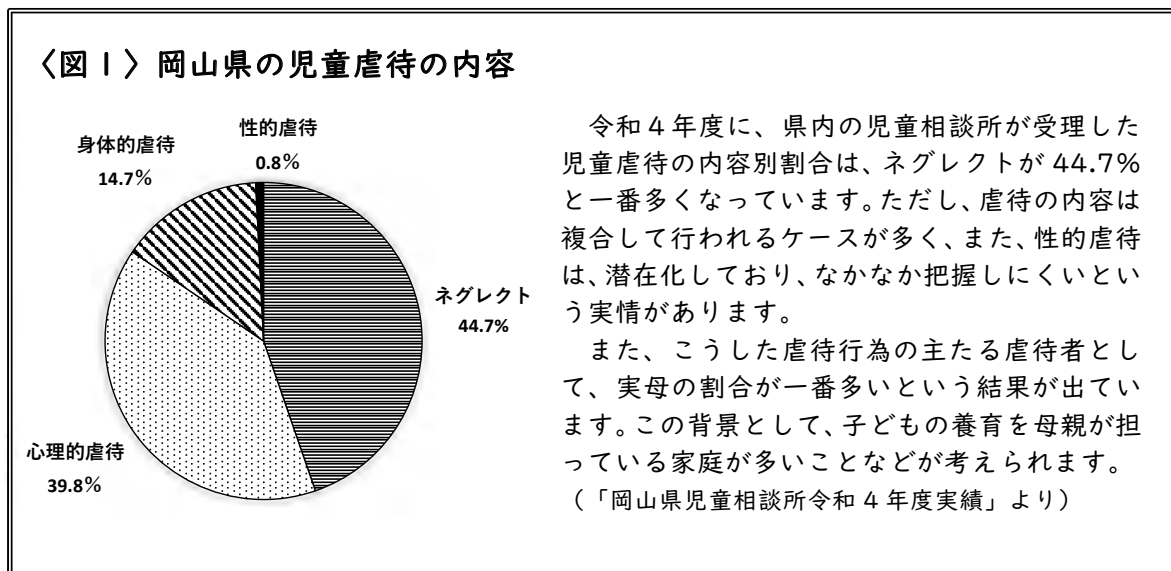
保護者としての監護を著しく怠ることをいいます。児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ることがネグレクトに当たります。

【心理的虐待】

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいいます。言葉による脅し、大声での罵倒罵声、自尊心を傷付ける言動、無視する、きょうだい間で差別的扱いをすることなどが心理的虐待に当たります。

個別事例における虐待の判断は、児童虐待防止法の定義に基づいて行われるのは当然ですが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断します。その際留意することは、子どもの視点に立って「子どもの安全を守る」という視点で総合的に判断するということです。

保護者が「しつけ」と思い行っていることも、子どもにとって有害な行為は虐待です。保護者の思いのみをくんで判断することは危険です。



ウ 児童虐待による子どもへの影響

児童虐待は子どもの心や身体に計り知れない深い傷を残します。身体的な影響のみならず、不適切な扱いや環境のもとで知的発達や情緒発達の遅れが引き起こされることがあります。また、基本的な信頼関係が損なわれるため、人格形成にも重篤な影響を生じ、様々な不適応行動の原因となります。

虐待の影響は、虐待を受けた期間、虐待の態様、虐待を受けた時の年齢や性格等により様々ですが、身体面、精神面、行動面にいくつかの共通した影響が見られます。

身体面に現れる影響

・ 身体に現れる症状

外傷のほか、栄養不良から、子どもの発育・発達に遅れが見られることがあります。また、低栄養のため疲れやすさや体調不良をきたすこともあります。

・ 身体的な症状となって現れる心理的な問題

自分の抱えている不安を言葉で表現できない子どもは、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがあります。

精神面に現れる影響

- ・ **愛着障害**

人に対する信頼感や愛着を持つことが難しくなり、極端に関わりを避けてしまうなど、適切な人間関係を保てなくなります。

- ・ **解離**

苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現れ、叱られる場面で無反応になったり、殴られても痛みを感じない症状が現れたりすることがあります。

- ・ **抑うつ**

学業への意欲が持てない、級友と関わることを避けたがるなどのほか、睡眠障害など、身体症状を伴うこともあります。

- ・ **知的発達への影響**

安心して人と関われなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われたりすることで、知的な発達の遅れを引き起こすことがあります。

行動面に現れる影響

- ・ **衝動性**

大人との適切な関わりの中で、衝動をコントロールする力を育むことができず、落ち着きがなく、衝動的な行動を取りやすくなります。

- ・ **攻撃性**

不満や怒りを感じたときに暴力を振るうことを学習し、様々な場面で暴力を振るいやすくなります。

- ・ **食行動の異常**

心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結び付く場合があります。

- ・ **リストカットなどの自傷行為**

「自分の存在価値がない」と感じたときに、自分が生きている存在であると感じるために、また、周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶ子どももいます。

- ・ **ためし行動**

自らを少しでも受け入れてもらえると感じる大人と出会うとき、どこまで自分を受け入れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動を取るようになります。

エ 児童虐待に類似する枠組み

児童虐待に類似した、あるいはその周辺を指す言葉として、マルトリートメント等があります。

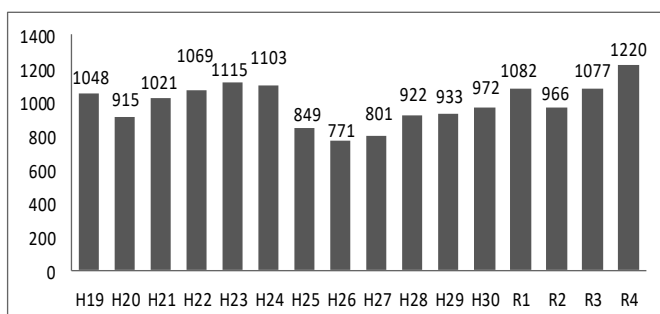
これらは、いずれも子どもが不適切あるいはリスクのある養育状態の下にあることを指しており、放置すれば児童虐待の影響と同様の課題を生じさせる可能性があるため、支援が必要とされます。

マルトリートメントとは、日本語では「不適切な養育」と訳され、近年、欧米などでは一般化している考え方です。マルトリートメントは、児童虐待をより広く捉えた、虐待とは言い切れない大人から子どもへの発達を阻害する行為全般を含めた、避けなければならない養育を意味します。

これら児童虐待に類似する枠組みには、児童虐待との境界が分かりにくく、また重なる部分が生じることもあるため、虐待か否かという判断が難しく、どちらともとれる場合があります。児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童虐待か否かで迷う場合は、積極的かつ速やかに児童虐待として通告する姿勢が大切です。（文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）より引用）

【図2】 岡山県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数

(件数)



左のグラフは、県内の児童相談所が受理した児童虐待の相談対応件数（継続件数は含まず）の推移を表しています。令和4年度は1220件となっており過去最多です。

(2) 児童虐待防止法で教育現場に求められている役割

児童虐待防止法では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」（第1条）とされ、児童の権利擁護のために、児童に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等が規定されています。また、児童虐待を発見しやすい立場にある学校及び教職員に対しては、次の役割が強く求められています。

児童虐待防止法で学校及び教職員に求められている役割

第5条 児童虐待の早期発見に努めること

第5条2 虐待の予防・防止や虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を努めること

第5条5 児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育・啓発に努めること

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童について、市町村や児童相談所等へ通告すること

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村の子ども福祉担当課から虐待に係る子ども又は保護者、その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

さらに、学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を伝えないこと**（※1）とするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。

また、学校が保護者から**威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要**です。






発生予防と相談体制の充実、相談窓口の周知

学校・教育委員会等設置者は、日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実に努めるとともに、虐待やいじめなどのあらゆる子どもの悩みや不安を受け止める窓口があることを子どもに日常的に伝えておくことが大事です。子どもや保護者が早い段階からSOSを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながります。

※1 文部科学省「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日初等中等教育局長等通知）より引用

例えば、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割を伝えておくほか、子どもが相談しやすくなるよう、24 時間子供 SOS ダイアル（0120-0-78310）を含む電話相談や SNS による相談、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）など、複数の窓口・連絡先を常に教室や廊下等に掲示しておくこと等が大切です。

保護者に対しては、保護者が集まるような場において、次のような窓口・連絡先を資料として配布するほか、学校便り等を通じて、子育てに関する地域の相談窓口を紹介しておくことも考えられます。

<p>○ 24 時間子供 SOS ダイアル https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm</p>	
<p>○ こども家庭庁啓発活動オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/keihatsu-katsudou</p>	
<p>○ 厚生労働省「子どもを健やかに育てるために ～愛の鞭ゼロ作戦～」 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/sanokou2.pdf</p>	
<p>○ こども家庭庁「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」 https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/taibatsu</p>	
<p>○ 法務省「子どもの人権 SOS ミニレター」 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</p>	

(3) 児童虐待の起こる要因

児童虐待は、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であると認識することが必要です。

児童虐待が発生しやすい状況

- ・ 生活の中で大きなストレス（夫婦家族関係、生活の経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）が加わり、危機的状況に陥っている。
- ・ 悩みや困ったときの支援者がなく、孤立感・孤独感がある。
- ・ 望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- ・ 未熟児、多胎、アレルギー体質・発達の遅れや偏りなどで子どもの養育に困難を伴う。
- ・ 親自身が、子ども期に自身が親から愛されたという実感がないため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

しつけと児童虐待（体罰の禁止）

令和元年6月に児童虐待防止法の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が法定化されました。（令和2年4月施行）

児童虐待防止法第14条

- ・ 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- ・ 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、親権者であることを理由として、その責任を免れることはできない。

児童虐待は、親の立場や意図ではなく、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目することが大切です。

（4）児童虐待と特別な支援を必要とする子ども

子どもに障害がある場合、保護者が他の子どもに比べて子育てを難しく感じたり、障害に対する理解がなかったりすることにより、強い不安を持つことがあります。また、子どもの障害は自分に責任があるのではないかという思いや、子どもの成長が期待通りでないことから生じる不安やいら立ちなどを感じるにより、保護者がその思いを子どもに向けてしまい、不適切な養育となっている場合もあります。

特に、保護者や周囲の支援者が子どもの発達障害に気付いていない場合には、子どもの問題が子育てのせいにされ、子どもと保護者が精神的に追い込まれることがあるため、発達障害の早期発見と適切な対応、保護者・子ども双方への支援が大切です。さらに、虐待を受けた子どもの行動と発達障害が疑われる子どもの行動（落ち着きのなさ、衝動性等）との間に類似性があることに留意した対応を行わなければ、子どもの状態が悪化する場合もあるもので、虐待と発達障害という双方の視点を持つことが大切になります。

（5）児童虐待と問題行動等

子どもの非行や不登校について、その背景にある問題を的確に把握することが重要です。学校等としては、様々なケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持って、対応に当たることが重要です。

ア 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど（ネグレクト）の結果、食べ物を万引きする場合があります。虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結び付くこともあります。

子どもの非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け入れられていないと感じていることなどが考えられ

ます。こうした子どもの行動を、保護者が厳しさだけで正そうとすると、子どもはますます受け入れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めることがあります。その結果、保護者の厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

また、虐待を受け、自分を大切に扱われた経験のない子どもの中には、他者と性的な関係を持つことで、唯一「自分を認めてもらえているんだ」という思いが心の中に潜んでいる場合があります。性的虐待を受けた子どもは、そのときに感じた無力感を克服しようと、性の問題を繰り返すことがあるため、性に関する問題行動がある子どもの中には、性的虐待の被害者がいる可能性もあることを理解しておく必要があります。

イ 児童虐待と不登校

子どもには登校する意思があるのに登校できない状況に置かれている(子どもが、家で家族の世話を余儀なくされている〈ヤングケアラー〉、子どもがネグレクト状態で放置されている等)場合があります。また、子どもが、そのような状況に置かれることで登校の意思が失われ、不登校になっている場合もあります。病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、担任・養護教諭等がチェックをした上で、3日を目安に管理職に報告することが必要です。また、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、子ども本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者に報告することが必要です(※2)。

(6) 配偶者に対する暴力(DV)と児童虐待

配偶者に対する暴力とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)において、「配偶者の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」及び「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいいます。この場合の「配偶者」には、法律上の配偶者だけではなく、事実上婚姻関係にある者や離婚した元配偶者も含まれます。

子どもの目の前で繰り返される配偶者に対する暴力は、親を守れない自責の念を子どもに生じさせ、また、いつ本人に降りかかってくるかわからない恐怖から、不眠や心身症を発症する場合もあり、子どもの養育環境を心理的に脅かすことにつながります。このため児童虐待防止法では、心理的虐待に「面前DV」が含まれることが規定されています。

DVの起きている家庭では、子どもはDVの目撃者であるとともに、卷添えとなって暴力の被害者になることもあります。DVを受けた配偶者は、自尊感情の低下、無力感や絶望感等、安定した養育環境が維持できず、子どもに様々な影響が生じる可能性が高くなります。

※2学校教育法施行令は、第19条において、校長は、常に、その学校に在学する児童生徒の出席状況を明らかにしなければならないとし、同第20条において、義務教育段階の児童生徒については、校長は、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知することとしている。

DVと児童虐待は密接な関係があると言われており、令和2年12月に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、DVのある家庭では、子どもの2割に何らかの被害が生じているとの報告がなされています。DVが疑われる場合は、児童虐待についても注意し、親と子どもの支援につなげていけるように配慮する必要があります。

〈参考資料〉障害のある子どもについて

障害のある子どもの障害の状態、発達の段階や特性は一人一人異なりますので、本人の実態に応じた適切な対応をしていくことが重要ですが、一方で障害のある子どもへの対応には工夫や配慮が必要であることから、保護者の心理的不安やプレッシャーから虐待のリスクが生じることがあります。保健福祉部局等と連携して、子どもの実態を適切に把握し、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえて、養育や子育て支援を行うことが大切です。

○保護者自身の気持ちに寄り添う

我が子に障害があると知った時、保護者はショック、否認や悲しみ、怒りなどの感情が揺れ動き、個人差はありますが、時間をかけて少しずつ障害を受け入れていくと言われています。

また、子どもの特性から生じる行動に対して、どのように対応してよいのか分からないため、精神的にストレスを抱えたり、自分自身の子育てを責めたりして、不適切な養育につながることも考えられます。保護者の気持ちに寄り添い、一緒に考えていく信頼関係づくりに努めましょう。

○具体的な対応方法を保護者と一緒に考える

子どもが衝動的な行動を起こしやすい、予定が変わるとパニックを起こす、コミュニケーションが取れない等の状況に対して、保護者は「しつけ」と称した不適切な関わりや本人の存在を否定する言動、養育の放棄等を行ってしまうことも考えられます。

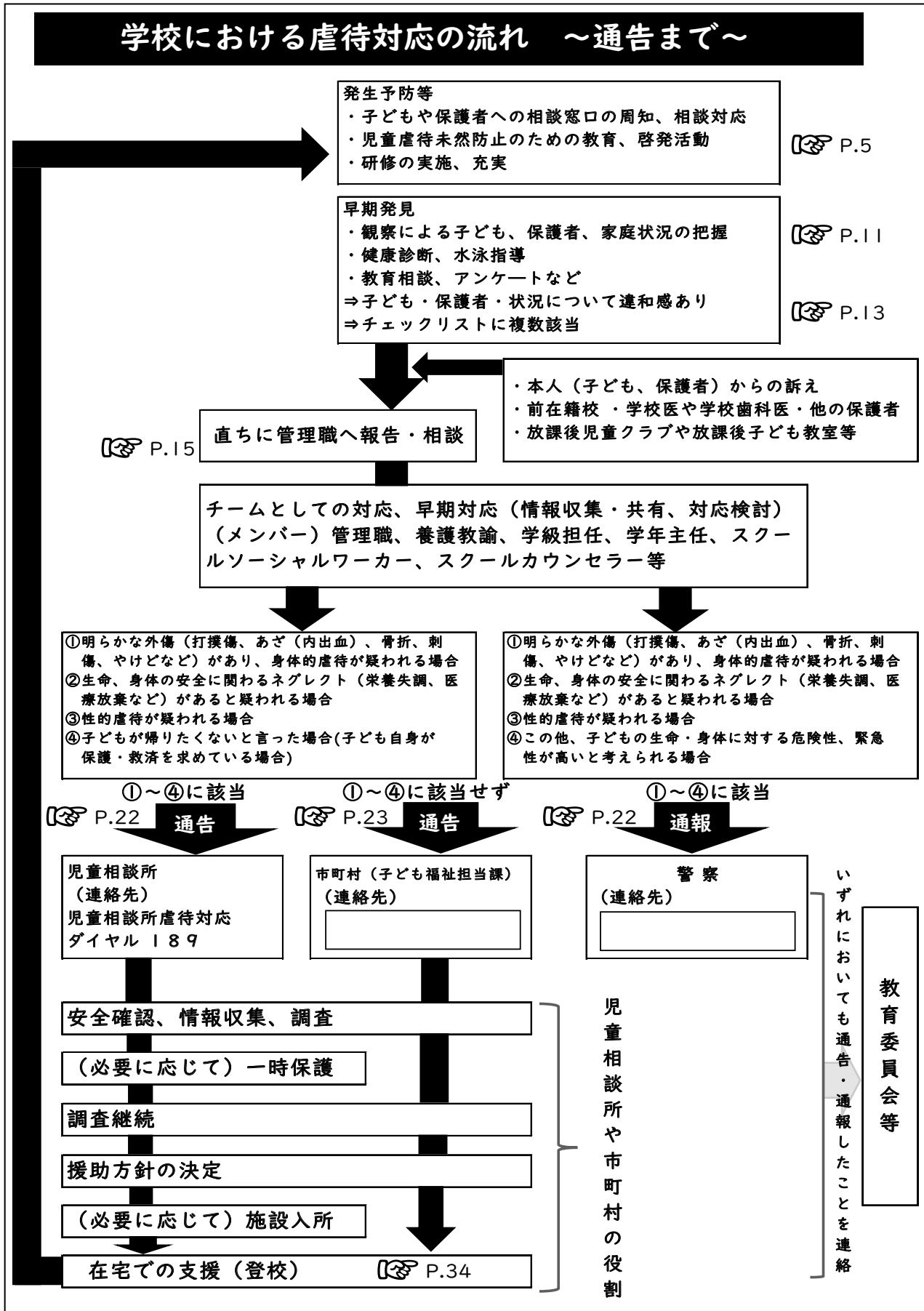
なぜ子どもがそのような行動をするのかといった理由や背景を理解し、どのように対応するとよいのか、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、保護者と一緒に考えることが大切です。また、子どもの長所や得意なことなどを共有していくことも大切です。保護者の意見を傾聴しつつ、関係者や関係機関と連携して、保護者が孤立しないように配慮していきましょう。

○相談支援ネットワークを広げる

子ども本人や保護者の安心につながるよう、生活や将来の見通しを持つことも大切です。学校として、医療、保健、福祉などの関係機関との切れ目ない支援体制づくりを進めるとともに、日頃から情報共有を行い、必要に応じて機動的に動けるようにしましょう。

(文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版)より一部改変)

○ 学校における虐待対応の流れ～通告まで～ フロー図



（文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版）より一部改変）

2 児童虐待の早期発見の視点

(1) 早期発見のために

子どもはほとんどの場合、自分から進んで「虐待されている」とは言い出しません。また、どんなにつらくても、親の悪口を言うことにも強いためらいを持っています。この2つのことから、子どもの年齢が低ければ低いほど強まる傾向があります。

学校等は、子どもが長時間過ごす場所であり、子どもの虐待を発見しやすい立場にあります。教職員は、子どもの様子から「何かいつもと違う」「どこか不自然だ」という感覚を大切にしなければなりません。アンケートなどの訴えからの発見や、放課後児童クラブ等の学校外からの虐待の情報提供もあることから、日常的に情報を漏らさずに得られるようにアンテナを高く張っておくことが必要です。

また、毎年度、幼児児童生徒の健康診断を行い、その結果に基づき治療を指示するなどの適切な措置をとらなければなりません（学校保健安全法第13、14条）。この健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査等が行われることから、これら検査や水泳指導の際は身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子どもを把握した場合は、市町村の子ども福祉担当課への情報提供が必要です。

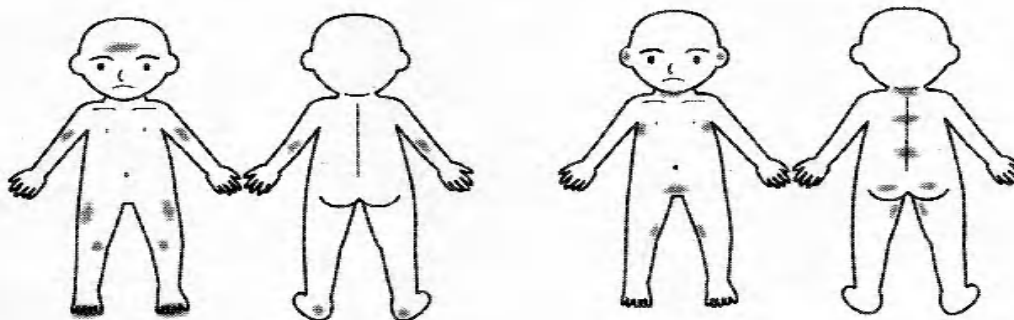
このほか、幼稚園・認定こども園では幼児の送り迎えをする保護者と接したり、幼児の着替えを手伝ったりする等の場面が多いので、そうした機会に虐待の兆候を発見できることもあります。
(P13~14「児童虐待チェックリスト」参照)

(2) 身体的虐待と不慮の事故による外傷の特徴

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすいのに対し、児童虐待による外傷は臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こりやすいことが特徴と言えます。

また、本人や保護者の受傷原因についての説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を疑う必要があります。(注)腋窩(えきか)：左右の腋の下のくぼんだところ

ア 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



<事故でけがをしやすい部位>

<虐待によるけがが多い部位>

イ 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」（消えてなくなっていくこと）

ウ 特徴のある外傷所見

ループ状の傷	電気コードやロープをループ状に曲げて、鞭打つように打ち付けたときにできる傷である。
スラッピング・マーク	平手打ちによってできる皮下出血で、平手で打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所には線条痕が残る。
上眼瞼の皮下出血（青あざ）	眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。
噛み傷	左右の犬歯と犬歯の距離が3 cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆しているなどの場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。
シガレット・バーン	直径が約8 mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押しつけられた火傷である可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数まとまって認められることが多い。
やじり 鏃 マーク	液体が重力によって流れると先端が下向きに鏃状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対して、熱した固形物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
水平線サイン	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体に浸けられていたかが推測できる。

（文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」（平成19年10月）より引用）

(3) 児童虐待チェックリスト

令和 年 月 日 (時 分記入)

記入者 (子どもとの関係)

組 氏名 生年月日

ア 子どもの様子

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		「頭が重い」「目の奥が痛い」「疲れが取れない」「よく眠れない」等の体調不良を訴える。
			かん高い叫び声や泣き声をあげて、突然目を覚ます、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
			過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。
			大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。
			ボーっとしている。急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
			他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなる等乱暴な言動が見られる。
			大人に対して反抗的。暴言を吐く。
			激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりする等攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担当教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとする等、過度のスキンシップを求める。
			不自然に子どもが保護者と密着している。
			必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
			繰り返す嘘をつく。空想的な言動が増える。
	反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引き等の問題行動を繰り返す。(学齢期以降のみ該当)
			保護者の顔色を窺う。意図を察知した行動をする。
	保護者への態度		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。
		保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
		保護者がいないと必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていない等の汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
		季節にそぐわない服装をしている。	
		衣服が破れたり、汚れたりしている。	
		虫歯の治療が行われていない。	
食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
		極端な食欲不振が見られる。	
		友達に食べ物をねだることがよくある。	
登園・登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。	
		きょうだいや家族等の面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。(学齢期以降のみ該当)	
		なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。	
		連絡がない欠席を繰り返す。	

イ 保護者の様子、家族・家庭の状況

		☑欄	様子や状況例
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
			発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。
			「かわいくない」「にくい」等差別的な発言がある。
			子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。
			子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
			きょうだいで服装や持ち物等に差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。 (精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
			アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。
			子育てに関する強い不安がある。
			保護者自身に必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒る等、感情や行動のコントロールができない。
			被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
			他の子どもの保護者との対立が頻回にある。
	学校園との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。
		欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。	
		学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の言い争いがある。
			絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力等家庭不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ。異臭。シラミがわく。放置された多数の動物が飼育されている。
			理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。
		必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	

メモ欄

※虐待の発見、対応の協議の際等の参考として活用してください。

3 児童虐待の初期対応

(1) 組織的対応の重要性

虐待を疑ったときには、まずは「子どもの安全」の観点から対応を検討する必要があります。そのためにもっとも大切なのは、職場内における危機管理体制の整備です。危機管理体制とは、日頃から、子どもに関する重要な情報が確実に管理職へ届くようなシステムをつくり、組織（チーム）として判断、対応ができる体制のことです。

「子どもの安全」の観点から対応を検討するためには、危機管理体制を整備した上で、教職員一人一人が子どもに気を配り、普段とは違う心配な様子が見られた場合には、必ず相談・報告を行うことです。

〈組織的対応のために必要なポイント〉

ア 一人で抱え込まない

虐待は、いじめなどと同様に子どもの人権に関わる問題です。態様は複雑で、一人の力や一つの機関では解決できないことが多くなります。

また、一人で抱え込んでしまうことで、介入のタイミングを誤り、対応が遅れてしまったり、より一層、複雑化・深刻化させてしまったりすることもあります。

虐待の対応は、問題を表面化することから始まります。子どもに心配な様子が見られたら、直ちに管理職に相談・報告することが必要です。

イ 管理職の対応の重要性

管理職は、個々の教職員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め、それぞれが持っている情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。また、必要に応じて学校医や学校歯科医等に助言や協力を求めることも有効です。

ウ チームとしての組織的対応の重要性

情報の集約と校内における協議は同時並行で行い、新たな情報は協議の場で吟味する必要があります。ここでは、その協議の場を「校内組織会議」と呼びます。

虐待の対応は、基本的には非常に長期にわたるものです。管理職は、一部の教職員に負担がかからないように配慮し、校内組織会議の場で役割分担をするなど、チームとして対応することが大切です。例えば、虐待を発見する可能性がある者は、担任はもとより、校長、教頭、同学年の教職員、養護教諭、生徒指導主事、保健主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等様々です。このような幅広い角度から子どもを見守り、対策を検討するためには、当該の子どもに関わる全ての教職員の情報を、生徒指導主事又は当該校における虐待対応担当者に集中させて、適切な判断を行っていく必要があります。

また、チーム内で「いちばん不安を強く感じている人」を大切に作る雰囲気をつくるのが、チーム全体の対応力を高めることにもなります。

学校等による情報収集には、もとより限界があります。虐待の「確証」を得ようとして対策の検討と情報の集約を続けることで、いたずらに時間ばかりが経過し、事態の悪化が進むことは避けなければなりません。

エ 記録の重要性（P24～25 参照）

組織として対応を検討していくためには、初期段階（子どもの心配な様子に気付いたとき）から記録を残しておくことが重要です。

虐待を疑ったら、直ちに管理職への相談・報告を行い、組織（チーム）で対応

（2）子どもへの対応

子どもの安全確認を行い、今後の支援の手立てに役立つ情報を得るためには、子どもが置かれている状況について、子ども自身から聴き取る必要があります。

ここでは、子どもからの聴き取りのポイントを紹介します。

子どもからの聴き取りのポイント

- ・ 子どもの置かれた状況について、あらかじめ関係者間で共通理解しておく。
- ・ 子どもがリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- ・ 子どもが話した内容は推察を加えず、できるだけ正確に記録する。
- ・ 子どもがひどい状況を話しても驚かず、動揺を見せないようにする。
- ・ 子どもからの聴き取りは、できる限り少ない回数にする。
- ・ 子どもと「誰にも言わない」「親には言わない」等の約束をしない。

ただし、子どもは自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず、虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなに辛くても自分から保護者を悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安を持っていること、一度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどが想定されるため、子どもの言葉だけで判断しないように留意する必要があります。

また、知的障害や発達障害のある子どもについては、自分のされていることが虐待と認識できない場合があるため、子どもの障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮し、周囲がより丁寧かつ積極的に介入する必要があります。

接し方のポイント	かける言葉（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相づちを交えながら、話をしっかり聴き、どのような内容であっても受容的態度で受け止める。 	<p>「そういうことがあったんだ。」 「そうだったんだね。」 （体験を評価する言葉はかけない。） ×「つらかったね。」「怖かったね。」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ つらい体験を話してくれたときには、その勇気を賞賛し感謝する。 	<p>「勇気を持って話してくれてありがとう。」</p>

接し方のポイント	かける言葉（例）
・ 子どもの自責の気持ちを和らげるように配慮する。	「〇〇さんは悪くないんだよ。」 ※子どもが悪くないと強調しすぎると、「親が悪い」と示唆することになるので配慮が必要。
・ 「はい」「いいえ」の答えになるような質問の仕方にならないように注意し、できるだけ、オープンクエスチョン形式で子ども自身の言葉で話すことができるようにする。	「〇〇さん、ここにあざがあるけど、どうしたの。」「どんなふうに、けがをしたの？」 (誘導的な質問は避ける) ×「こんなあざがあるということは、きっと親に殴られたに違いないね」
・ 子どもを支えてくれる大人が周囲に存在するかどうかを確認するとともに、できることを一緒に考えていくことを伝える。	「このことを、今まで誰かに相談したのかな？」 「どうしたらいいか、先生と一緒に考えてみない？」
・ 安易な約束はせずに、人の力を借りれば何か変わっていくのではないかとといった期待や安心感を与える。	「あなたがこれ以上怖い思いをしたり、傷付いたりしないように、他の人にも相談するね。」 (通告の義務に反する約束はしない) ×「話したことは絶対に内緒にするよ」
・ 子どもが通告を拒否する 경우가多いが、根気よく話をしていく。	「今の状態は、あなたにとって決してよいとは思えない。みんなで改善策を考えたい。」

留意することとして、虐待に関する本人からの詳しい聴き取りは、児童相談所職員や市町村の子ども福祉担当課の職員などの専門の部署が対応する方が望ましく、**学校等関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよい**と考えられます。

(3) 保護者への対応

子どもに心配な様子が見られた場合は、経過を見守るのではなく、必ず保護者へ連絡を入れて事情を聞くようにします。

保護者に事情を聞いても、「子どもの安全」の観点から不安が完全に払しょくされない場合があります。もし心配な様子が繰り返されるようであれば、保護者に対して、学校等へ早期に連絡を入れたり、相談したりするように伝えましょう。併せて、心配な様子が繰り返される時には、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所、場合によっては警察へ連絡しなければならない義務があることも説明しておきましょう。そのようにしておくことは、他の機関が子どもや保護者へ介入した後も、保護者との関係性を維持していくための布石になりますし、危機管理の視点からも有効です。

また、子どもの負った外傷等で原因が不明確なため、保護者に確認する場合は、「お子さんは〇〇〇と言っていました」と保護者に伝えることは避けてください。そして、虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は避けましょう。保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることもあり、責めるような発言によって、子どもにさらなる危害が加えられる恐れもあります。


ここでは、子どもへの対応と同様に、子どもの安全確認と今後の支援の手立てに役立つ情報を得るために、子どもが置かれている状況について保護者から聴き取る際の対応のポイントを紹介します。

保護者からの聴き取りのポイント

- ・ 校内組織会議で、事前に十分な検討をしておく。
- ・ 面接や家庭訪問は、複数の教職員で当たる。
- ・ 家庭訪問を拒否する場合には無理をせず、来校を促すなど面接の機会をつくる。
- ・ 矛盾した話をする場合は、指摘や追及をせず、その理由や意図を考えながら聞く。
- ・ 虐待だけを話題にすることや批判をすることなどはせず、保護者の話を聞く。
- ・ 家庭訪問や面接が終了した後は、速やかにその状況（事実）を記録する。

接し方のポイント	かける言葉（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の意識に焦点を当てた会話を心掛ける。 ・ 非難や批判をせず、訴えを傾聴する。 	「今、困っていることは何ですか。」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が子育ての上でどんなことに不安やいらだちを抱えているかを聴き、保護者の思いを受け止める。 	「今まで頑張ってこられたんですね。」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての難しさに理解を示す。 ・ 解決に向けて、共に取り組む姿勢を見せる。 ・ 焦らずに時間をかけて改善していくことを伝える。 ・ 専門機関を紹介し、保護者の情緒的ケアをする。 	<p>「〇〇さんは、大人を怒らせるようなことをするところもありますね。」</p> <p>「もう一度子どもへの接し方を考え直してみませんか。」</p> <p>「これから私たちと一緒に子どもを支えていきましょう。（一緒に考えていきましょう）」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の状態を考慮して、できるだけ早い段階で明確に虐待に当たることを伝える。 	「お子さんが心配な状態です。事情があっても、虐待に当たる可能性があります。」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを守り育てる教育の専門機関として毅然とした態度を示す。 	「虐待が疑われる場合は、学校としては法律に基づいて市（町村）等に通告しなければなりません。」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の具体的な関わりについてアドバイスする。 	<p>「注意する場合や叱る場合には深呼吸して冷静に言い聞かせる方が効果的ですよ。」</p> <p>「子どもの反抗的な態度や反応などを予想してから関わるといいですよ。」</p>

(4) 緊急性が高いと判断した場合の対応

詳しくは P22 へ 


校内組織会議で、子どもの命に差し迫った危険がある等、子どもの安全が守られておらず、緊急性が高いと判断した場合は、直ちに児童相談所への通告及び警察への通報を協議します。

通告を行った場合、児童相談所は、必要に応じて一時保護を実施します。また、通報を行った場合、警察は現場へ臨場して子どもの安全を確保するとともに、子どもと保護者、学校等から事情を聞きます。

子どもの命に差し迫った危険はないが、子どもの安全に不安があり、早期に何らかの対応が必要と判断した場合は児童相談所へ通告します。

通告・通報後にいずれの場合も所管の教育委員会に連絡をしましょう。

(5) 緊急性が低いと判断した場合の対応

詳しくは P23 へ 

校内組織会議で、一義的に子どもの安全確認ができており、緊急性が低いと判断した場合は、「子どもの支援を行う」観点から情報を集約し、子どもや保護者と共に現状の共有とその原因、今後の具体的な支援方法について話し合います。そして市町村の子ども福祉担当課、母子保健担当課、生活保護担当課、所管の教育委員会などと連携しながら支援を行うようにします。

(6) 性的虐待の理解と対応

性的虐待が疑われる場合には、早急に校内組織会議を開催し、直ちに警察や児童相談所等の専門機関に連絡を取り、どのように対応すべきか確認することが大切です。そのためには、性的虐待の特徴を踏まえるとともに、慎重な対応が求められます。その後、所管の教育委員会に連絡をしてください。

ア 性的虐待の特徴

○発見が難しい

性的虐待は、他の虐待に比べて、外見적인証拠が見つかることが少ない上、子ども自身もその事実を否認することが多く、発見が非常に難しい虐待です。

実際に性的虐待が見つかるケースとしては、幼児や小学生低学年では、子どもの年齢不相応な性に関わる言動によって発見されることが多く、中学生や高校生では、子どもが信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多くあります。

○対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳ごろから認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が大きくなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

性的虐待については、児童相談所などの専門機関においても事実を確認することが難しく、対応に当たっては、高度な専門性が必要とされます。

○男子の性的被害はより発見が難しい

性的虐待の被害は、女子が多い傾向にあります。これは、妊娠や性器の外傷、異性との過剰な性的な接触等によって被害が発見されやすいことも一因となっています。

一方、男子の被害は、女子に比べて影響が表出されにくい上に、恥ずかしいという意識が強く働いたり、訴えても信じてもらえない場合が多かったりするため、女子より発見されにくいと言われています。

イ 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子どもに心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻なものです。

症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子どもを守る保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いことなどがあげられます。

○身体的な影響

性的虐待を受けた子どもには、妊娠、性感染症、性器周辺の外傷などの身体的症状が見られることがあります。

○心理的な影響

性的虐待を受けた子どもの心理的影響には、以下のようなものがあります。

- ・ 自己肯定感の低下（自分が汚い、自分が悪いと思う 等）
- ・ 親密な人間関係を築くことが困難（異性に対して恐怖心を抱く 等）
- ・ 性的な問題を引き起こしやすい（性に関する問題行動 等）
- ・ 適切な感情表現ができない
- ・ 心理的な問題が背景にある身体症状や疾患等の問題が引き起こされることが多い

ウ 性的被害体験を子どもから告白（相談）されたときの留意点

子どもを性的虐待の被害から守るためには、裁判等で争うことが必要になる場合があります。その際に、重要視されるのが子どもが語る性的被害体験です。

しかし、子どもは、複数回、被害体験を聞かれることによって、大人が望むような内容に話を変えてしまう傾向が強く見られます。そのため、被害体験の聴き取りはできるだけ早い段階で、原則1回で行う必要があります。（代表者聴取）

子どもから性的被害体験を聴き取るためには、立証性を担保した専門的な面接技術が要求されます。

このため、学校等としては、積極的な情報の収集・確認を行う前に、まずは警察や児童相談所等の専門機関に早期に相談することが重要となります。

エ 対応の留意点

子どもからの告白や相談を受ける機会が多いと考えられる養護教諭や教育相談担当教諭等は、次の点について留意しつつ、適切に対応する必要があります。

【対応の留意点】

- ・ 子どもの話をしっかり受け止めましょう。（受容的態度）
- ・ 心理的な苦痛・恐怖・不安と決死の思いを持って話していることを理解しましょう。（共感的態度）
- ・ 加害者から口止めされているのに話してしまったという裏切りと後悔の気持ち、脅迫されていたことに対する恐怖、恥辱感、性的虐待から身を守れなかったことについて罪の意識を持っていることなどが多いことを認識し、子どもに罪はないことや、子どもを守ることを話し、安心させることが大切です。
- ・ 「他の誰にも言わない」や「親には言わない」という約束をしてはいけません。なぜなら、黙って一人で抱え込むことにより、対応が遅れ、事態を悪化させるようなことがあってはならないからです。
- ・ 「あなたを守るためには、他の人の助けを借りることが必要である」ことを、根気強く説得していくことが大切です。
- ・ 打ち明けられた話の内容に驚いて、過剰な反応をしないように気を付けましょう。なぜなら、子どもは自らの告白の重大さに驚き、虐待について語ろうとしなくなってしまうからです。
- ・ 子どもの言葉をそのまま記録しておきましょう。
- ・ 一度認めた虐待の証言が撤回されることもしばしばあることを認識しておきましょう。
- ・ 校内組織会議で検討の上、速やかに児童相談所や警察等の専門機関に連絡しましょう。

***性的虐待の内容を聴き取るのは原則1回限りにしましょう。**
早い段階で児童相談所や警察等の専門スタッフに相談し、
連携して対応しましょう。

（7）関係機関等との連携

外部の関係機関等と連携して対応にあたるためには、対応窓口となる教職員を決めて情報の混乱を避ける工夫や、関係機関等と学校等の役割分担を明確にするために、校内組織会議で情報の共有を行うなど、機関連携を強める必要があります。

4 市町村・児童相談所等への通告

(1) 「通告」とは

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所へ、子どもに心配な様子が見られる、支援が必要な子どもと家族がいると連絡することを「通告」と言います。

通告した子どもの状態が虐待かどうかを判断するのは、学校等、通告を行う側ではなく、通告を受けた市町村の子ども福祉担当課や児童相談所等の役割になります。

そのため、学校等は「もし間違っていたら」や「虐待を証明できるようになってから」と悩み、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

【学校等が通告を判断するに当たってのポイント】

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

(2) 通告先

ア 緊急的な支援を要する場合の対応

○児童相談所

以下の①～④の場合は、児童相談所に通告するようにして下さい。

【児童相談所に通告する場合】

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子どもが帰りたくないと言った場合（子ども自身が保護・救済を求めている場合）

児童相談所には、一時保護や施設への入所措置の権限、子どもの安全が確認できないときなどは、立入調査を行う権限もあります。早急に家族との分離、保護が必要な場合は、児童相談所へ通告します。

○警察

緊急性が高い場合、児童相談所へ通告するとともに、以下の①～④の場合は、警察にも通報するようにして下さい。

【警察に通報する場合】

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合

③ 性的虐待が疑われる場合

④ この他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

警察への通報に際しては、事案の概要のほか、子どもの生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無及び対応状況を明確に伝えるようにしてください。その際も「要保護児童通告書」（P26）を活用してください。また、通報後の警察活動には協力するよう、お願いします。

なお、通告・通報のいずれにおいても、所管の教育委員会へ必ず連絡をしてください。

イ 緊急的な支援を要する場合に該当しないが、虐待が疑われる場合

○福祉・保健福祉機関

市町村…福祉事務所・子ども福祉担当課

母子保健担当課子育て支援課センター等

どこに通告したらよいか迷う場合は、市町村の子ども福祉担当課に相談してください。ただし、市町村の担当が不在の場合や夜間休日に相談する場合は、子どもの安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡してください。それ以外の場合は、市町村の子ども福祉担当課が援助方針を決定し、要保護児童対策地域協議会を通じて、その構成機関と連携しながら、子どもや保護者への支援を行います。

(3) 通告の方法

通告する際、まずは口頭（電話）で構わないので、「子ども・保護者の氏名、年齢等、家庭の状況、外傷や状況、出席状況、日常的な学校等での様子、特記事項」等の情報を伝えるようにしてください。正確に伝えたいときは、「要保護児童通告書」（P26）等、文書を活用しながら通告してください。また、学校等として通告先（対応者含む）や伝達した内容、通告先からの指示などを記録しておく、その後の児童相談所等による安全確認等の際、円滑に連携することができます。

通告されたことを保護者が認識しているかどうかで、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所の介入の方法が変わる場合があるので、通告書には、保護者が認識しているか否かを明記してください。

また、通告後の対応に配慮が必要と思われる場合は、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所等に前もって連絡してください。必要に応じて、関係者や関係機関と調査を目的とした合同会議などが開かれる場合もあります。

学校等は、通告後の対応について、具体的なイメージを持っておくと、通告もスムーズに行うことができます。なお、児童虐待防止法第6条第3項では、通告義務は公務員等の守秘義務よりも優先されると規定されています。

(4) 通告のとらえ方

虐待が起きている家庭では、子どもの育て方がわからないで困っている場合が多く見られます。保護者は、その悩みやストレスを抱え込んでいるのかもしれませんが。

そうした状況をそのままにしておくと、子どもの苦しみは続き、心身の育ちが大きく阻害されてしまいます。そのため、通告するべきかどうかで悩む場合は、通告を次のようにとらえることが重要です。

- ・ 子どもの権利擁護の観点から、常に子どもの安全と福祉を優先しましょう。
- ・ 大人の責任において「子ども本人が言い出しにくい」からこそ通告しましょう。
- ・ 通告することを責任転嫁などとマイナスイメージでとらえるのではなく、事態を改善させるための有効な手段だと理解しましょう。
- ・ 虐待かどうか判断するのは、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所です。迷うからこそ、専門機関に相談するなど、前向きにとらえましょう。
- ・ 通告は、安心して暮らせていない子どもや保護者に対する関係機関と連携した支援の始まりです。そして、通告を契機に親子関係の再構築や学校等と保護者との新たな関係づくりに取り組んでいくことが大切です。

(5) 通告へのためらい

学校等が通告をためらう理由としては、虐待の確証がないことへの不安や、通告によって学校等と保護者との関係が悪化するのではないかという不安、また、通告後の対応の実効性への疑問等があると思われます。それらの不安や疑問等については、P39以降のQ&Aを参考にしてください。

(6) 記録の留意点

学校等での記録が、児童相談所等における判定時の資料や、支援のためのネットワーク会議である「要保護児童対策地域協議会」（P36参照）への貴重な情報ですので、事実に基づいた正確な記録を客観的に記載することが大切です。

ア 根拠の記録

虐待を疑った根拠となる事象について、具体的なことが分かるように、虐待を疑ったときから時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録しましょう。

イ 子どもの訴えの記録

子ども自身から訴えがあった場合、語られた言葉のとおり記録し、その際の表情、態度もそのまま記録しましょう。（評価、判断等の主観要素の排除）

ウ 情報の記録

直接確認した情報と伝聞情報は、はっきりと区別して記録することが大切です。P25の記録(例)の様に、後でわかるように整理しておきましょう。

エ 保護者の話の記録

保護者からの電話や面談は、日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録しましょう。

オ 傷やあざ等の記録

傷やあざは、治りやすいので、気づいたときに、写真やスケッチ等で残しておきましょう。写真を撮る際には、子どもに説明し、本人の意思を確認してください。子どもに不安を与えないよう、心情等に十分に配慮する必要があります。

写真撮影が難しい場合は、大きさや位置を可能な限り正確に、スケッチなどで記録を残しましょう。スケッチで記録を残す際にも、子どもに不安を与えないような十分な配慮が必要です。

また、子どもの安全のためにもっとも有効な記録は、医師の診断書です。医師の診察であれば、傷やあざの後遺症についても医学的な確認ができます。

記述例

「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように」

「落ち着きがない」だけでなく、「〇〇のときに、××の行動をとるなど落ち着きのなさが見られた」

「どういう問いかけに対して、どう答えたのか」の他、どのような反応・表情だったのかも記録

危機管理の心構え『さしすせそ』

ワンポイントアドバイス

「記憶より記録」

さ：最悪を想定し

し：慎重に

す：素早く

せ：誠意をもって

そ：組織で対応

記録（例）

日時	A 男	保護者	担任	養護教諭	校長
○月○日 8:30	登校		不自然な外傷を発見、保健室へ		
8:40			事情を聞く	養護教諭が診る	
9:00			家庭へ連絡するが保護者と連絡がとれない		担任から連絡を受ける
9:30			B 医院（学校医）で診療、他の部位にも不自然な傷やあざを発見		学校医から虐待の可能性の連絡を受ける
15:00			情報収集		関係教職員による委員会の招集
○月○日 9:00					市町村の担当課へ通告

〈参考資料〉要保護児童通告書（例）

令和 年 月 日

要保護児童通告書

○ ○ ○ 所長 様
所属

役職名

氏名

印

児童福祉法第25条及び児童虐待防止法第6条第1項により次のとおり通告します。

通告日		令和 年 月 日 ()		午前・午後 時 分	
要保護児童	ふりがな氏名	性別	生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)	
	現住所	(集合住宅の場合はオートロック 有・無)			
	就学状況	就学前／保・幼・小・中・義務・高・中等・特 担任名 ()			
	出席状況	良好・欠席がち・不登校状態 ()			
保護者	ふりがな氏名				
	職業				
	続柄・年齢	続柄 () 年齢 ()	続柄 () 年齢 ()		
	現住所		電話		
虐待の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ頃から ・どこで ・誰から ・どのくらいの頻度で ・どんなふうに 				
児童の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所 ・健康状況 				
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家族内外の協力者 有 () 続柄 () ・無 ・きょうだいの有無 有 () 人 () ・無 ・同居家族等 ・DV被害者等 ・親の就労状況 				
保護者の了解	・保護者はこの報告を (承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)				
通告事例の窓口担当者	電話				
学校の意見					

* 不明な部分については記載不要

* 必要に応じて添付書類を付けることも可能

〈参考資料〉一時保護に向けてのフローチャート&アセスメントシート

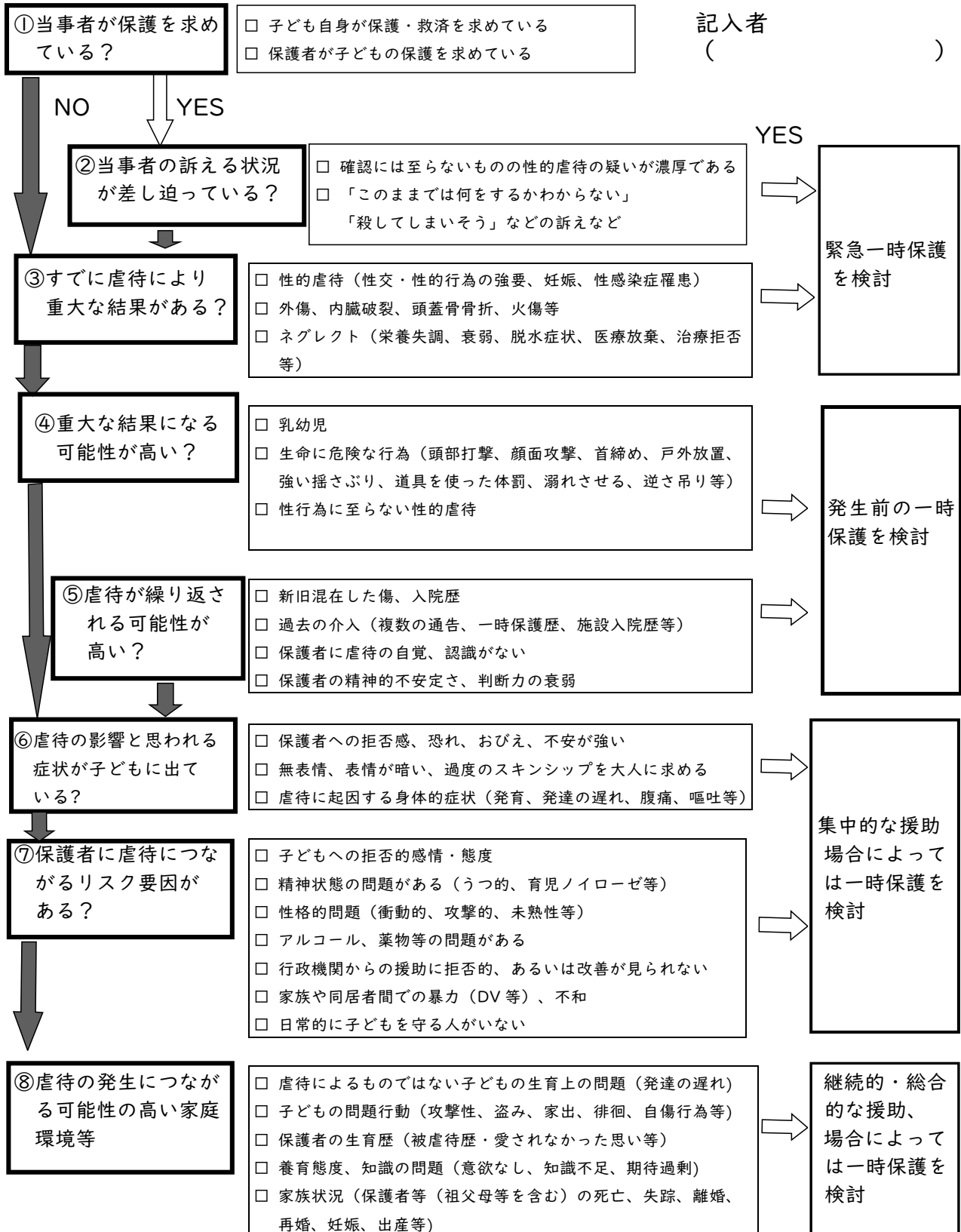
※判断に当たっては、各項目を参考にする。

一つでも□にチェックがあれば YES →

なければ NO → に進む。

子どもの氏名 _____

作成日 令和 ____年 ____月 ____日 ()



緊急一時保護を検討

発生前の一時保護を検討

集中的な援助
場合によっては一時保護を検討

継続的・総合的な援助、
場合によっては一時保護を検討

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）を参考に作成）

〈参考資料〉 子ども虐待にかかるとする支援の目安

要支援レベル	介入時点での判断	市町村		児童相談所	
		支援及び連携の目安		支援の目安	機関連携
レベル5	緊急介入により、職権一時保護等の法的対応が必要	原則的に児童相談所へ送致（子どもの状況により警察や医療機関等へ連絡）		3号措置もしくは法的対応	<家庭裁判所> 28条 33条の7 <警察> 情報提供
レベル4	当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要	原則的に市町村による継続支援 必要性があり、且つ要件を満せば児童相談所へ送致		市町村からの送致は原則的に2号措置で対応	<警察> 情報提供
レベル3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）		市町村の後方支援	
レベル2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）		市町村の後方支援	
レベル1	今後、要支援レベル2へ移行するおそれがあり、育児支援や地域の子育て支援活動等が必要	市町村による継続支援 （情報提供・判定依頼）		市町村の後方支援	

※ 「介入時点」とは、「調査の結果に基づいて通告の評価を行い、具体的な支援を検討する時点」のことである。
 ※ 「支援レベル」は、事案の状態により変動する。そのため、定期的な見直しが必要である。
 ※ 2号措置＝児童福祉法第27条第1項2号措置（児童福祉司等による指導）
 ※ 3号措置＝児童福祉法第27条第1項3号措置（児童福祉施設入所及び里親委託）

（岡山県「市町村子ども虐待対応ガイドライン」子どもたちの最善の利益のために」（平成20年3月）より引用）

〈参考資料〉 児童相談所等における通告後の初期対応の流れ

市町村の子ども福祉担当課及び児童相談所

ア 緊急受理会議

- 担当者を決定する。
- 緊急に一時保護する必要性の有無を判断する。
- 子どもの安全確認の実施時期と方法を検討する。
- 子どもの保護者、家族等の情報についての調査の必要性と方法を検討する。

イ 調査

- 安全確認を実施し、緊急性が高いと判断した場合
 - ・ (市町村の子ども福祉担当課は) 児童相談所への送致を検討する。
 - ・ (児童相談所は) 一時保護を検討する。
- 安全確認を実施し、家族や親族、信頼のおける機関の対応によって一義的な安全が保たれている、もしくは、緊急性が高くないと判断した場合
 - ・ (市町村の子ども福祉担当課/児童相談所は) 在宅での支援を検討する。
- 安全確認を実施するためのポイント
 - ・ 安全確認は、支援の出発点でもあるため、その後の支援に結びつくような方法や配慮の下に行う。
 - ・ (児童相談所の場合) 安全確認は、48時間以内に実施する。
 - ・ 安全確認は、「一時保護が必要かどうか」という視点ではなく、「この環境の中で子どもが暮らすことは、子どもにとってどうなのか」という視点で行う。
 - ・ 安全確認は、きょうだいについても行う。
- 調査は、市町村の子ども福祉課や児童相談所が作成している『虐待通告受付票』に設定されている項目について、通告者から聴き取った情報を補完するように行われる。
- 調査は、緊急性の高さの判断と今後の支援のためのアセスメントができるように客観的な情報の収集が行われる。
- 調査を実施するためのポイント
 - ・ 調査は、子どもや保護者、学校等だけではなく、可能な限り子どもの暮らしを支える関係者にも行う。そのため、早い段階で調査に対する保護者の同意を得る。
 - ・ 調査は、子どもが安心して暮らせていない状況が起きている理由や背景を読み解く視点で行う。
 - ・ 「虐待事実がない」という調査結果が、「支援の必要がない」との判断にならないように注意する
 - ・ 調査結果は、子どもを主語にして記録する。

ウ 受理会議

- 通告から緊急受理会議、調査（安全確認を含む）を経て開催する。
- 早い対応を行うために、調査終了後、速やかに当面の支援方針を決定する。
- 子どもの暮らしの安定に向けた当面の支援方針を決定する。
 - ・ 岡山県では、子ども中心の視点から、虐待が発生している理由や背景などをアセスメントの概念の3つの側面（注）に基づいて分析を行い、当面の支援方針を決定する。
- 要支援レベルの決定
 - ・ 当面の支援方針と併せて、『子ども虐待にかかる支援の目安』（P28 参照）に基づいて決定する。
 - ・ 客観性と妥当性のある情報を根拠にして、組織として判断する。
 - ・ 保護者の行為だけではなく、子どもの側の視点に立って判断する。

（注）アセスメント概念の3つの側面

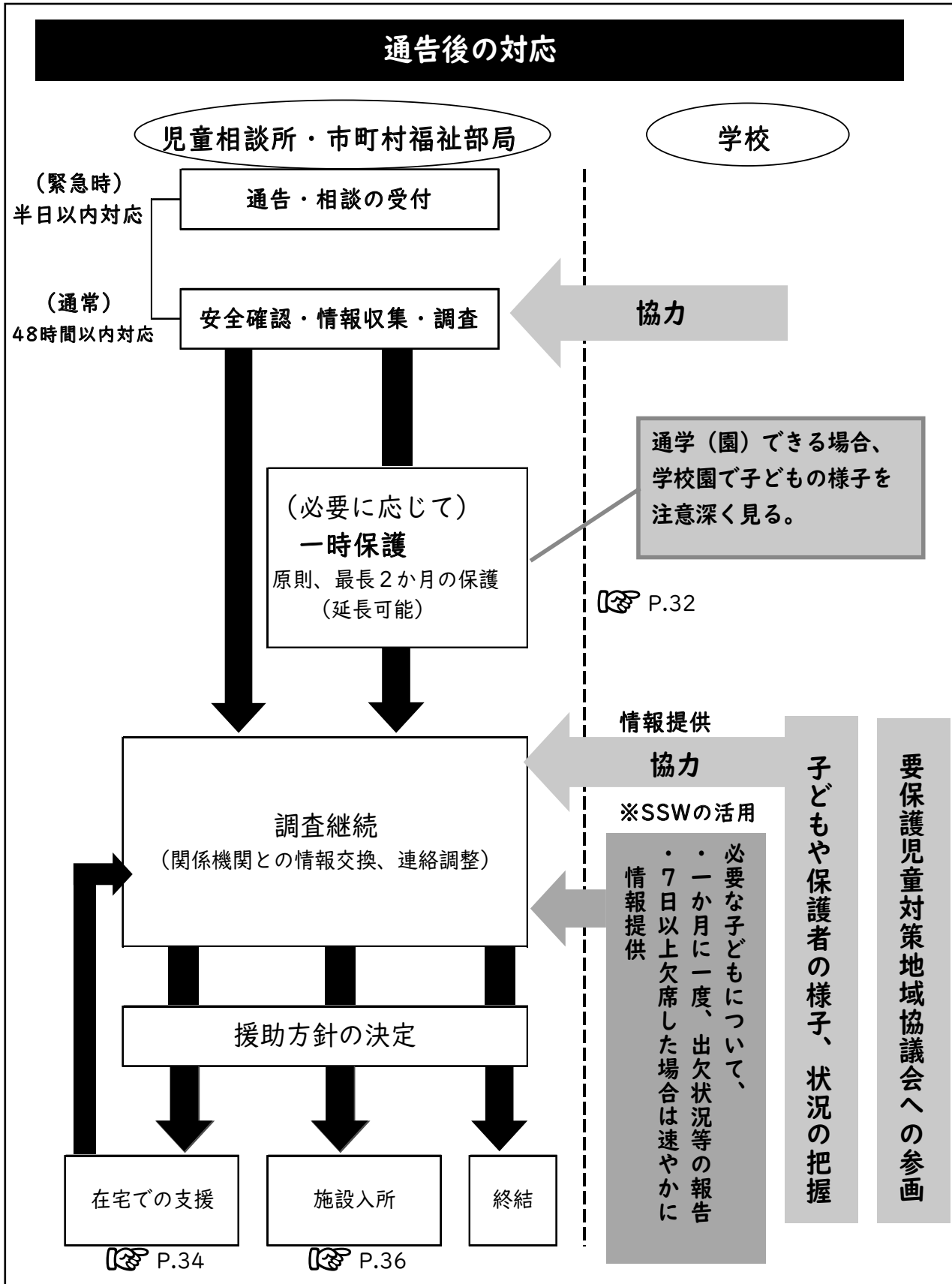
アセスメントの枠組みは、「子どもの暮らし」という目に見えにくく曖昧なものを他人である私たちが理解するために、暮らしの全体像を把握するための項目を「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」の3つの側面から整理したものであり、子どものための相談支援活動を展開していく際の全ての段階を貫く視点、基本的な考え方を表しています。

3つの側面を構成している領域を紹介します。

- ① 「子どもの育ちのニーズ」の側面は、「健康」「教育」「情緒・行動の発達」「自分についての自覚」「家族・社会との関係」「文化・社会的自己表現」「自分で生きる知恵と技術」の7つの領域から構成されています。
- ② 「親の養育力」の側面は、「基本的な養育」「安全確保」「情緒的な温もり」「刺激」「指導としつけ」「安定性」の6つの領域から構成されています。
- ③ 「家族と環境要因」の側面は、「家族史と家族機能」「親族」「住居」「就労」「収入」「社会との関わり」「地域の人材や社会資源」の7つの領域から構成されています。

（岡山県「子どもの育ちのニーズシート」ガイドブックより）

○ 通告後の対応 フロー図



(文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版)より一部改変)

5 通告後の対応

(1) 通告後の流れと対応

通告を受けた後、児童相談所や市町村の子ども福祉担当課は、安全確認や調査を行います。継続して経過を見る必要があるケースについては、児童相談所等が保護者への援助方針を立て、それに基づき、電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。その過程の中で、子どもが在宅のままではソーシャルワークを安全・確実に進めることができない場合は、児童相談所が「一時保護」「施設入所」などの措置をとります。

これら通告後の流れは概ね「通告後の対応（P31）」のようになりますが、一連の流れの中で、児童相談所や市町村の子ども福祉担当課等から学校等への個別の協力要請がくることもあります。各段階での学校等の留意事項は以下のとおりです。

ア 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けると、市町村の子ども福祉担当課や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子どもの安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子どもの安全確認については、児童相談所は**通告から48時間以内**に行わなければならないなりません。特に、重大な事案で速やかに子どもの保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続きをとりたいと考えています。

児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校等で子どもの様子などを確認することとなります。その際、教職員も児童相談所等の職員からの聴き取りに対し、詳しく状況を伝えるなど、学校等として協力することが重要です。

イ 「一時保護」時の対応

安全確認の結果、児童相談所が子どもの安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子どもの安全な生活を確保する上で明らかに問題があると判断した場合、当該の子どもは児童相談所の一時保護所などに一時的に保護されます。子どもの安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意思に反して行われることもあります。

保護の期間は**原則として2か月以内**ですが、延長されることもあります。保護者の意に反した2か月を超える一時保護については、家庭裁判所の承認を得る必要があります。

一時保護の具体的手順と留意点（例）

具体的な手順	留意点
○ 校内での保護の場合 登校時：教室に入れず、別室へ速やかに連れていく。 登校後：休憩時間などを利用して別室へ移動させる。	教科書等をそのままにして、さりげなく移動させる等、他の子どもが気付かないように配慮する。

○ 児童相談所への子どもの移送	子どもの不安が高い場合は、児童相談所の依頼に応じて、教職員が同行する。
○ 児童相談所での面談	一時保護実施後の学校等関係者の面会は、子どものサポートの意味でも重要である。面会の開始時期や頻度などについては、児童相談所の担当の児童福祉司と直接連絡を取って決めなければならない。

① 保護者からの問合せや要求に対して

子どもを一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、子どもを一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに裏切られた」等と言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。

また、保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められた場合は、学校等や教育委員会等はそれらの情報について組織全体として保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村の子ども福祉担当課と連携して対応することが重要です。（児童虐待防止法 第7条より）

② 学校等に通学・通園できない場合

一時保護期間の子どもの安全を確保するため、子どもを学校等に通学・通園させずに児童相談所の一時保護所等で保護することがあります。これらの一時保護所等において、学習指導協力員の配置や、一定の学習時間の確保等が行われていることもありますが、このような体制が十分にとられていない場合には、保護期間中の子どもの学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校等とが連携して必要な対応を行うことが求められます。

一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する子どもについて、一定の要件を満たす場合に当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます。

③ 一時保護所から通学・通園する場合

保護者が子どもを連れ戻す恐れがないなど、一定の安全が確保される場合は、一時保護所から子どもが従来の学校等に通学・通園することもあります。一時保護されている間、子どもたちは今後どのような状況に置かれるのか不安になったり、心細くなったりしていることが多いので、適切に声掛け等を行う必要があります。子どもの様子で気になることがあれば、児童相談所に相談してください。

④ 一時保護解除後の対応

一時保護が解除され、通学・通園できていなかった子どもが学校等に復帰する際、学校等は児童相談所から保護期間中の子どもの状況を十分に聞き、校内チー

ムで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります。また、安心して学校環境に戻れるよう、周囲の子どもに対して事前に配慮を促しておくことも重要です。

(2) 在宅での支援の対応

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所に虐待で通告や相談があった子どもで、虐待であると判断された子どもの約7～8割は、在宅のまま地域で支援を受けています。具体的には、来所や家庭訪問による面接、カウンセリングや医師による診察、関係機関による子どもの状態の見守り（経過観察）等です。

また、一時保護された子どもも、大半が家庭に戻ります。そうなれば、学校等への通学・通園が再開されます。一時保護されると必ず施設入所となり、地域には戻ってこないということではありません。

虐待で通告や相談があった子どもを在宅で支援を行う場合、学校等は、市町村の要保護児童対策地域協議会（P36～37 参照）の一員として、保護者や地域の関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもの支援を展開していく重要な役割を期待されています。

ア 出席状況の把握、共有

平成31年3月の通知「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」においては、学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったとしています。子どもが長期間学校等を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を、また、面会できた場合はその際の子どもの様子等を確認した情報を必要に応じて関係機関と情報共有して対応することが重要です。

イ 子ども支援のポイント

① 子どもが安心感を得られる体制を整える

虐待を受けた子どもが、素直に自分の気持ちを表すことができるようになるためには、誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないといった安心感を得られる環境が大切です。

学校等の管理職は、全職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら、子どもが安心感を得られる環境づくりに努めましょう。

② 自尊感情を育てる関わり方を工夫する

虐待を受けたことによって、子どもの自尊感情に深刻な影響が及びます。子どもの心の回復のためには、自尊感情を育てる関わりが大切です。例えば、得意なことをさせたり、クラスの簡単な役割を与えたりして、それができたときには、大いにほめるなどの働きかけが有効です。

学校等の教職員は、すべての教育・保育において、子どもの自尊感情を育てることができるような指導や言葉がけを心掛けましょう。

③ 子どもと触れ合う機会を多くつくる

虐待を受けた子どもの多くは、「自分が悪いからこうなった」という思いを持っています。担任等の教職員は、日常生活や教育相談等の中で、子どもと触れ合う機会を多く作り、自分の気持ちを素直に出すことの大切さを伝えていきましょう。併せて、そのような思いは誤解であることや、何がこのような結果を導いたのかという理由について、子どもが理解できるように伝えましょう。

例えば、親の経済的な困窮があって養育が困難になったこと等と、子ども自身がどうすれば自分の望む結果になったのか（自分がお手伝いをしなかったから一緒に暮らせなくなった等）という気持ちとは別のものであるということ伝えていきましょう。「あなたは悪くない」と説明することは、「親が悪い」と示唆することになり、子どもの二次的な問題を引き起こす原因になります。

④ コミュニケーションの取り方を教える

虐待を受けた子どもの多くは、保護者との間に誤ったコミュニケーションの取り方を身に付けています。その結果、学校等でも、友達同士や教職員に対して誤ったコミュニケーションの再現が目立つかもしれません。

そのような子どもに気づいた場合は、誤ったコミュニケーションは虐待の影響である可能性を疑いましょう。昨今は、すぐに発達障害を疑う傾向も見られますが、虐待による影響が原因と考えられる場合、発達障害のアプローチでは改善ができません。

子どもが、誤ったコミュニケーションの取り方をしている場合は、別のコミュニケーションの取り方があることを伝えましょう。

教職員が間に入って、自分の気持ちを言葉で伝えるよう子どもに働きかけたり、友達とのやりとりで行き過ぎた行為があったときには、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要です。

ウ 保護者支援のポイント

① 保護者を責めない

保護者を責めても子どもにとって良い方向に進む訳ではありません。責任を追及するのではなく、保護者の話を傾聴することで、保護者は自分の気持ちや悩みを話しやすくなります。管理職は、そのような機会を定期的に持てるように設定しましょう。

幼稚園や保育所では、毎日の送迎時に保護者に声掛けをしたり、時には園長等が個別の面談に誘って養育の大変さに共感したりするなど、受容的な対応をすることが虐待の防止には有効です。

② 時間をかけて話し合う

保護者への支援で大切なことは、保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝えることです。理屈が正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、虐待になってしまうことを、個人面談や家庭訪問等の機会を捉えて時間を掛けて話し合っていくことが大切です。

③ 良い面を積極的に評価する

子どもとの不適切な関わり方が24時間、365日絶えず起きているわけではありません。保護者として、子どもと上手に関わることができている時間や場面があることも忘れず、関わり方の何が誤っているのかを一緒に振り返るなどして、良い面は積極的に評価をしましょう。ただし、過信はせず、バランスよく見ていくことが大切です。

④ 社会資源を紹介し活用を促す

各市町村の保健師等による「子育てに関する教室」や「地域子育て支援センター」による子育て相談などを紹介するのもよいでしょう。

また、経済的に困窮しているようであれば、市の関係窓口への相談を勧め、子どもに発達障害等が疑われれば、教育委員会等への相談を勧めましょう。

支援を必要とする保護者の多くは、サービスを利用することや他人を頼ることが苦手です。そのため、保護者への紹介や相談を勧める際は、いつ、誰を訪ねて行けばよいのか、どのように伝えればよいのかといったことを丁寧に伝えましょう。

(3) 「施設入所」時の対応

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決めた場合、学校は当該施設や里親と連携するほか、施設等に近い学校への転校手続も必要となります。転校する場合は転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ（P38参照）に基づいて、学校間で必要な情報共有を行ってください。基本的に保護者の同意を得て、児童養護施設等に入所又は里親家庭に委託することになりますが、保護者の意に反して施設入所・里親委託になることもあります。そのような場合の子どもや保護者への対応の方法については、児童相談所とよく相談してください。

また、里親家庭に委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、施設入所の場合とは異なる留意点や、通学・通園を継続するに当たって配慮を要する事柄があります。児童相談所や委託を受けた里親とよく相談してください。なお、昨今、家庭養育を優先する取組が進められており、今後は各地で里親家庭に委託される子どもが増えていくと考えられます。

(4) 要保護児童等への対応

ア 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等（保護者のない子ども又は監護する上で保護者への支援が必要と考えられる子ども。虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、多くの市町村に設置されています。子どもを守る地域ネットワークの活用（P37）のように協議会のメンバーは市町村児童福祉担当部局のほか、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校等、警察、弁護士等で構

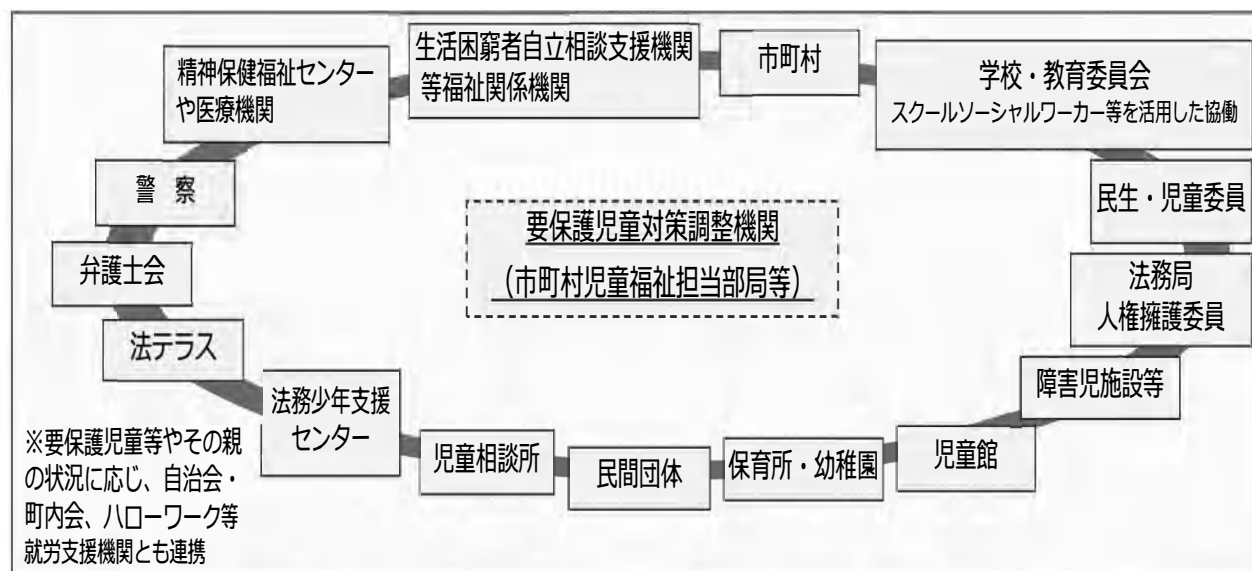
成され、それぞれの専門性を生かした多面的な協議が行われるのが特徴です。

市町村の子ども福祉担当課や児童相談所が通告を受けた後や一時保護の解除後などに、継続して子どもや家庭に関わっていく必要がある場合、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該家庭や子どもの状況、課題等について、定期的な会議を通じて関係者で共有されます。

この台帳に登録された子どもが在籍する学校等の関係者は、要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議への参加が求められることがあり、その際、学校等での子どもの様子などを説明することとなります。この学校等関係者からもたらされる子どもや保護者にまつわる情報は、その他構成員にとって重要な情報となります。

なお、要保護児童対策地域協議会のメンバーには守秘義務が課されていることから、協議会において学校等が提供した情報や提供した事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません。

〈図3 子どもを守る地域ネットワークの活用〉



(法務省人権擁護局「こどもを守る地域ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力について」(令和5年3月)より引用)

イ 進行管理台帳に登録された子どもの出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている子どもや、児童相談所が必要と認める子どもについて、市町村や児童相談所からの求めに応じ、概ね1か月に1回程度、対象となる子どもの出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供することが必要です。

さらに、上記の対象となる子どもが学校等を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(不登校等による欠席であって学校

等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村の子ども福祉担当課や児童相談所に情報提供することが必要です。

このようなことから、校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童等の情報を整理・共有しておくことが必要です。

(5) 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

要保護児童等が転居先・進学先の学校でも安全かつ安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要となります。転出元・進学先の学校は、**指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要です。**

なお、幼稚園においては、転園先が保育所又は認定こども園であっても指導要録、健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどの送付が必要であること、必要な情報が引き継がれるようにすることが大切です。

学校間の文書の提供について、本人や保護者の同意を得ずに第三者に提供していると保護者が主張する事案も報告されています。しかし、虐待に関する個人情報、虐待を防止し子どもの生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、子ども本人の利益となるものであることから、**各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものとされています。**

引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教職員が抱え込まず、必ず管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に共有するとともに、市町村の子ども福祉担当課や新たに管轄することになる児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要です。

6 児童虐待に出会ったときのQ&A

〈通告について〉

Q 虐待かどうか判然とせず、この程度で通告すべきなのかどうか悩んでしまいます。どうしたらいいですか。

A 教職員や保育従事者が虐待の証明をする必要はありません。通告する際に、虐待を疑った理由（状況）を伝えるだけで十分です。

通告を受けた市町村の子ども福祉担当課や児童相談所又は通報を受けた警察は、様々な調査を実施します。その結果によっては、虐待が判明することもあります。虐待以外の理由で子ども自身が葛藤やストレスを感じていることがわかるかもしれません。

例えば、保護者の離婚や再婚、祖父母の死、きょうだいの誕生、家族の障害、保護者の失業や転居等です。

そうした場合であっても、子どもの支援につながることに変わりはありません。

〈子どもの対応について〉

Q 子どもが「誰にも言わない約束をして話を聴いてほしい」と言ってきました。どうしたらいいですか。

A この約束をして話を聴いてしまうと、もしも、虐待の話だったとき、通告ができないことになってしまいます。その状態のまま、義務に従って通告すれば、今度は子どもとの約束を破ったこととなります。

そのため、子どもから話を聴くときには、「あなたを守るためには他の人に話をすることもある」ということをきちんと伝えなくてはなりません。その上で、みんなの知恵を借りて、あなたを守っていくつもりであること、様々な人の助けを借りることができること、それがあなたにとって良い方法であることを根気強く説得していくことが必要です。

〈保護者の対応について〉

Q I 「子どもはどこにいるのか」等の問い合わせがあったら、どう答えたらいいですか。

A I 「児童相談所に直接尋ねてほしい」と一貫して答えてください。

理不尽な学校への非難については、「一時保護の決定や実施は児童相談所の判断で行ったものであり、学校はそれを止めることはできない」と法律に従った対応であることを告げてください。

Q2 通告したことで、保護者から苦情を言われたら、どのように対応したらいいですか。

A2 原則として、通告者は秘匿されますが、対応の過程で通告者が限定された結果、保護者から苦情を言われることがあります。

通告したことについて、保護者が名誉棄損だと主張してくる場合でも、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告は、それが誤りであったとしても、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて、毅然とした対応をすることが重要です。

保護者からの苦情が想定される場合、管理職は、校内組織会議等で次の点を確認し、全教職員で共有して対応してください。

- ・ 必ず複数の教員で対応する。
- ・ 学校等が通告したか否かを論点にしない、させない。
- ・ 保護者（通告された・疑われた）の思いを聴き、気持ちに理解を示す。
- ・ 「お子さんの今後について、一緒に考えていきましょう。」というスタンスを崩さない。

(補足)

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村の子ども福祉担当課・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

(文部科学省「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日)より引用)

- ・ 暴力的な保護者であれば、事前に警察に相談しておきましょう。
- ・ 暴言や威嚇を繰り返す保護者であれば、行政対象暴力としての対応を検討しましょう。
- ・ 市町村の教育委員会や子ども福祉担当課、児童相談所等との連携を密にし、このような事態に備えておきましょう。
- ・ 一時保護は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではない等、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。

Q3 虐待をしている保護者から、子どもが学校等で家庭のことについて、どういう話をしているのか教えてほしいと言われます。どうしたらいいですか。

A3 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応してください。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないようにしてください。

現に、保護者との関係等を重視しすぎること、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意してください。

（文部科学省「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」（平成31年2月28日）より引用）

Q4 DVと関連した児童虐待にはどのように対応したらいいですか？

A4 子どもにDVを見せることは、児童虐待（心理的虐待）に当たるため、市町村や児童相談所等に通告する必要があります。また、DVの被害者に対しては、配偶者暴力相談支援センター等に関する支援情報の提供を行うことが必要です。DV防止法では、DVの発見者は、配偶者暴力支援センター又は警察へ通報する努力義務が規定されています。

暴力を避けるため、加害者の元から被害者が子どもと共に避難し、一時保護施設や民間シェルター等へ入所したり、転居したりすることがあります。関係機関と連携を図りつつ、加害者に被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要です。

※岡山県の配偶者暴力相談支援センター

名 称	電話番号
岡山県女性相談支援センター	086-235-6060
岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）	086-235-3310
岡山市男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）	086-803-3366
倉敷市男女共同参画推進センター（ウイズアップくらしき）	086-435-5670
津山配偶者暴力相談支援センター	0868-31-2552
DV相談+（プラス）	0120-279-889

Q5 保護者の交際相手による子どもへの虐待が疑われる場合、保護者と交際相手の対応においてどのようなことを留意すればいいですか。

A5 保護者の交際相手が児童虐待防止法上、保護者に該当する場合もあるので、保護者の対応と同様に、児童相談所や市町村の子ども福祉担当課に通告をしてください。また、交際相手が保護者に該当しない場合でも、交際相手から子どもに対して虐待を行われているが、それを保護者が制止しないことは「保護者以外の同居人による身体的虐待及び性的虐待、心理的虐待と同様の行為を放置した」としてネグレクトにあたります。そのような場合も、状況・情報を確認しながら、児童相談所や子ども福祉担当課に通告してください。

(参考：厚生労働省「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」(令和4年4月18日))

〈学校での対応〉

Q1 DVやDVと関連した児童虐待等、特別な事情によって住民票を異動させることができない児童生徒の転学について、学校はどのようなことに気を付けなければなりませんか？

A1 転学先の市町村教育委員会と転学元の市町村教育委員会との協議によって、個別に対応することになります。

転学元の学校では、転学先の学校名等の情報を知り得る者については、必要最小限の範囲に制限するとともに、転学先の学校名等の情報を記している指導要録等の保存についても、特に厳重に管理する必要があります。転学先の学校においても、同様に情報の管理を徹底する必要があります。また、状況に応じて、指導要録の写し等の授受について、学校間では直接行わず、教育委員会を通じてやりとりをすることも考えられます。

また、高等学校等については、転学先の学校長と転学元の学校長との協議によって、個別に対応することになります。転学元の学校では、転学先の学校名等の情報を知り得る者については、必要最小限の範囲に制限するとともに、転学先の学校名等の情報を記している指導要録等の保存についても、特に厳重に管理する必要があります。転学先の学校においても同様に、情報の管理を徹底する必要があります。

Q2 虐待を受けた子どもが学校生活の中で示す様々な言動から、周囲の子どもを身体的・心理的に傷付けたりすることがあります。周囲の子どもたちにどのように対応したらいいですか。

A2 心理面・行動面での障害等を抱える子どもに、どこまでの規範を求めるかは、その子の能力や回復の度合いによっても異なりますが、最低限の基本線として、「自己への危害」「他者への危害」「器物の意図的な破損」は理由の如何を問わず制止すべきです。ルールを明確に提示することの方が、子どもの行動の安全が図られます。

何よりも、教職員等が努力している姿を見せることが大切になります。仮に「あの子はもうどうでもいい」という態度を示せば、周囲の子どもたちは自然にそうした排除的な姿勢に染まっていきます。

併せて、組織が力を合わせて対処しようとしていることも示すことが重要です。また、どの子どもにもそれぞれ個別の課題があることを伝えることも大切です。

Q 3 虐待を受けた子どもが学校で示す問題行動について、周囲の子どもの保護者からクレームが寄せられたらどうしたらいいですか。

A 3 まずは、「周囲の子どもを守る」という姿勢を明確に示すことが大切です。学校がどんな方法をとっているか、どうするつもりなのかと尋ねられたら、学校全体で取り組んでいることを伝え、必要に応じて専門機関の助言も得ていると伝えることも大切です。

管理職がきちんと前面に出て説明することも重要です。

学校の説明責任として、事実関係についての正確な情報を提供するとともに、どの子どもの成長にとっても大切な課題であることを伝え、よりよい学級づくりに協力してほしい旨を訴えてください。

学校で何が起きているのか、そのことに対して学校はどう取り組もうとしているのかをオープンにすることで、周囲の子どもの保護者の批判的な言動も鎮静化することがあります。

問題を隠すほど、むしろ事態は悪化するものだと考えてください。ただし、問題行動を起こしている子どもについて、虐待又はその疑いがあるということを示唆することは避けなければなりません。

Q 4 「あの子は虐待されているのではないか」という話が周囲の子どもの保護者から伝えられた場合には、どうすべきでしょうか。

A 4 情報を伝えてくれたことには感謝しながら、安易な風評が立ったり、噂になったりするようなことは、何よりも子どもを傷付けることになることを伝えてください。

そして、学校はチームを組んで取り組んでいる（取り組んでいく）ことを、必要に応じて外部の専門機関にも助言を求める姿勢でいることを伝えてください。

最後に、できれば、話題の当事者となっている保護者の心理にも配慮してほしいことも併せて伝えてください。

よかれと思ってしている育児を責められれば、誰でも頑なな態度になります。その上で、情報を提供してくれたことに感謝し、今後も学校に協力してほしいことを依頼しましょう。

Q 5 施設から通学している子どもたちに対して、学校はどのようなことに配慮したらいいですか。

A 5 児童福祉法第 28 条の承認に基づく措置（強制入所）や保護者の意に反する強制的な一時保護の委託、DV からの離脱等によって施設を利用している子どもについては、保護者の対応に関して施設や市町村の子ども福祉担当課、児童相談所、警察等との連携が必要になります。

例えば、登下校時に保護者が子どもを連れ去る、保護者だと申し述べて、学校側に子どもの在籍の確認や面会や引き取りを要求する場合もあるので注意が必要です。

Q 6 虐待を受けた子どもが、故意に教職員らを怒らせるような言動を取ることがあります。どのように関わっていけばいいですか。

A 6 虐待を受けた子どもは、一生懸命関わっても故意に教職員らを怒らせるような言動を取ることがあります。このような言動は、子どもと保護者との間で虐待関係が長く続いたことが及ぼしている影響です。

子どもは、例え安全な環境に置かれても、周囲の大人が「どこまでやったら怒るだろうか」と、許容限度を試しながら、信頼を確かめるための言動を取ることがあります。これは「試し行動」と言われるもので、虐待を受けて育った子どもにはよく見られるものです。

子どもの「挑発」に乗って、表面的な言動だけを取り上げて叱るとエスカレートすることがあるので、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

子どもが、施設や里親のもとで暮らしている場合は、養育者と十分に連携するとともに、まずは子どもとの信頼関係を築くようにしましょう。

Q 7 施設退所後、学校はどのようなことに注意したらいいですか。

A 7 子どもが施設や里親から保護者の元に戻るときには、その直後の数か月間は虐待が再発する可能性が高いため、子どもを受け入れた学校や地域の関係機関は、きめ細かな見守り体制をつくることが重要になります。

こうした体制づくりは、要保護児童対策地域協議会が中心となって、児童相談所と協力しながら行います。子どもの状態に応じて、適切に支援の見直し等をしていくことが重要になります。

〈宗教信仰等に関する対応〉

Q1 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なる部分がありますか。

A1 背景に宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、必要な場合には、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要があります。

児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められます。

Q2 宗教団体の構成員、信者等の関係者等の第三者から指示されたり、そそのかされたりする等して、保護者が児童虐待に該当する行為を行った場合はどのように対応すべきですか。

A2 児童虐待行為は、暴行罪、傷害罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、保護責任者遺棄罪等に当たるものもあり、また、これらの犯罪を指示したり、そそのかしたりする行為については、これらの罪の共同正犯（刑法60条）、教唆犯（61条）、幫助犯（62条）が成立し得えます。このため、こうした事例への対応に際しては警察と迅速に情報共有を図る等して適切な連携を図ることが必要です。

〈ヤングケアラーについて〉

Q ヤングケアラーを発見した場合、虐待等のように児童相談所への通告を行った方がよいのでしょうか。

A まずは、スクールソーシャルワーカー等に相談しましょう。もし、命や心身に危険が及ぶ場合は、速やかに児童相談所等に連絡しましょう。ヤングケアラーと思われる子どもを発見した後は、子ども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないか等を確認し、そのリスクがあれば、速やかに児童相談所、市町村の子ども福祉担当課に連絡をしましょう。

児童相談所による一時保護、市町村の子ども福祉担当課による緊急の福祉サービス導入、入院等の対応が検討される場合もあります。

【参考資料】法改正の経過（主な改正点）

○ 平成12年11月 児童虐待防止法の施行

- ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ・住民の通告義務等

○ 平成16年10月 児童虐待防止法・児童福祉法の改正

- ・児童虐待定義の明確化（同居人による虐待を放置する事等も対象）
- ・通告義務の範囲拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ・司法関与の強化（強制入所措置の有期限化、保護者の指導に関する家裁の勧告）等

○ 平成19年1月 児童相談所運営指針等の見直し

- ・安全確認に関する基本的ルールの設定（48時間以内の安全確認が望ましい）
- ・虐待通告の受付の基本を徹底 ・きょうだい事例への対応を明確化
- ・すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォローを規定
- ・関係機関相互における情報共有の徹底（要保護児童対策地域協議会の運営強化）等

○ 平成20年4月 児童虐待防止法、児童福祉法の改正

- ・子どもの安全確認等のための立入調査等の強化 ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

○ 平成21年4月 児童福祉法の改正

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充等

○ 平成24年4月 民法の一部を改正

- ・親権停止（2年を上限とする）制度の創設 ・親権喪失制度の要件見直し
- ・複数の未成年後見人を専任することが可能となる 等

○ 平成24年4月 児童福祉法の改正

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権を付与
- ・施設長や里親が子どもの監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等は
その措置を不当に妨げてはならないことを規定
- ・里親等委託中や一時保護中の子どもに親権者等がない場合こども家庭センター長が親権を代行等

○ 平成28年5月 児童福祉法、児童虐待防止法等の改正

- ・法の理念の明確化・子育て世代包括支援センターの法定化
- ・市町及び児童相談所の体制強化 ・里親委託の推進等

○ 平成29年6月 児童福祉法、児童虐待防止法の改正

- ・司法関与による保護者指導勧告制度の整備
- ・親権者の意に反して行う、2か月を超える一時保護について、司法関与を強化
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

○ 令和元年6月 児童福祉法、児童虐待防止法の改正

- ・児童の権利擁護
(親権者、児童福祉施設の長等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明文化等)
- ・児童相談所の体制を強化（児童相談所の介入機能と支援機能の分離等）
- ・児童相談所の設置促進（中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援等）
- ・関係機関間の連携強化（連携強化すべき関係機関の明確化等）

○ 令和4年6月 児童福祉法の改正

- ・こども家庭センター設置の努力義務化 ・虐待を受けた子どもなどの「一時保護」に「司法審査」を導入
- ・児童養護施設の自立支援、年齢制限を撤廃

参考・引用文献・資料

- 養護教諭のための児童虐待対応の手引
文部科学省：平成19年10月
- 子ども虐待対応の手引き
厚生労働省：平成25年8月（改正版）
- いのちを守り育むために
～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～
高知県教育委員会：平成20年8月
- 教職員のための児童虐待対応の手引き
奈良県教育委員会：平成20年12月
- 子どもの育ちのニーズシート ガイドブック
岡山県：平成29年3月
- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
文部科学省：令和2年6月（改訂版）
- 学校現場における虐待防止に関する研修教材
文部科学省：令和2年1月23日
- 富山県子ども虐待防止ハンドブック
富山県子ども支援課：令和2年3月
- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課 令和3年1月
- 生徒指導提要
文部科学省：令和4年12月
- 「宗教の信仰等への対応に関するQ&A」について（通知）
文部科学省：令和4年12月
- 「ヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修 FAQ」
北海道教育委員会・北海道保健福祉部：令和5年3月

教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き(第三版)
令和6年3月発行
岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
TEL 086-226-7612（直通）

